

令和6年6月24日（月）

令和6年度
紀の川市地域公共交通活性化再生協議会
（第1回）

議案書

【時間】 午前10時から

【場所】 紀の川市役所5階 501会議室

内容

会議次第	- 1 -
委員名簿	- 2 -
議案第 1 号.....	- 3 -
議案第 2 号.....	- 7 -
議案第 3 号.....	- 9 -
議案第 4 号.....	- 10 -
報告第 1 号.....	- 11 -
【参考】紀の川市地域公共交通活性化再生協議会規約	- 13 -

会議次第

1. 開 会

2. あいさつ

3. 出席者紹介

4. 議 事

議案第1号

▼令和5年度事業報告について

資料1のとおり

議案第2号

▼令和5年度会計歳入歳出決算について

議案第3号

▼令和6年度事業計画（案）について

別冊資料のとおり

議案第4号

▼令和6年度会計歳入歳出予算（案）について

5. 報 告

報告第1号

▼A I オンデマンド交通導入に関する進捗状況について

資料2のとおり

6. そ の 他

▼地域公共交通に関する最近の動きについて

7. 閉 会

委員名簿

(敬称略)

規約第4条に基づく位置付け	所属	職名	氏名	備考
(1) 紀の川市の指名する者	紀の川市企画部	部長	栗本 宗彦	会長
	紀の川市福祉部	部長	嶋田 雅文	
	紀の川市農林商工部	部長	西 博行	
	紀の川市建設部	部長	弓場 正己	
	紀の川市教育部	部長	藤井 丈士	
(2) 法第2条第2号に掲げる公共交通事業者等及びその組織する団体が推薦する者	和歌山バス那賀株式会社	取締役社長	佐伯 一也	
	株式会社有交紀北	代表取締役	西脇 正宜	
	公益社団法人 和歌山県バス協会	専務理事	森下 清司	
	一般社団法人 和歌山県タクシー協会	会長	豊田 英三	
	和歌山県交通運輸産業 労働組合協議会	バス部会長	坂前 吉信	
	西日本旅客鉄道株式会社	理事 和歌山支社長	富澤 五月	
	和歌山電鐵株式会社	代表取締役専務	磯野 省吾	
(3) 住民又は利用者の代表	打田地区区長会	会長	三橋 景三	
	粉河地区区長会	会長	山本 哲嗣	
	那賀地区区長会	会長	向井 良和	
	桃山地区区長会	会長	津田 耕治	
	貴志川地区区長会	会長	濱口 忠秀	
	紀の川市身体障害者連盟	会長	川嶋 至	
(4) 近畿運輸局和歌山運輸支局長又はその指名する者	和歌山運輸支局	首席運輸企画 専門官	中井 睦	
	和歌山運輸支局	首席運輸企画 専門官	川村 昌光	
(5) 岩出警察署長又はその指名する者	岩出警察署	署長	赤井 啓修	
(6) 道路管理者、学識経験者その他の協議会が必要と認める者	近畿大学生物理工学部	准教授	山田 崇史	副会長
	和歌山河川国道事務所 和歌山国道維持出張所	所長	山田 育寛	
	和歌山県地域振興部 地域政策局総合交通政策課	課長	大畑 敦義	監査委員
	那賀振興局建設部	副部長	中村 展久	
	岩出市総務部総務課	課長	西浦 正員	監査委員

議案第 1 号

令和 5 年度事業報告について

- 令和 5 年度紀の川市地域巡回バス利用実績及び市運行補助金支出状況について
- 令和 5 年度紀の川市地域公共交通確保維持改善事業の実施報告について

資料 1 のとおり

令和 6 年 6 月 2 4 日提出

■紀の川市地域巡回バス利用実績及び市運行補助金支出状況について

1. 紀の川市地域巡回バスの概要

- 運行主体：紀の川市
- 運行事業者：
 - 和歌山バス那賀株式会社：名手上那賀支所コースほか9コース
 - 株式会社有交紀北：桃山鞆渕コース、細野貴志川コース、赤沼田名手駅前路線（デマンド）



2. 利用実績及び市運行補助金の支出状況（集計期間は、R5. 4/1～R6. 3/31）

- 紀の川市地域巡回バス利用実績（デマンド型乗合タクシーの利用実績を含む）

R4 実績	R5 実績	前年度比
25,883 人	28,490 人	110.1%

- 各コースの R5 利用実績は、次ページに掲載しています。

- 市運行補助金支出状況（集計期間は、R5. 4/1～R6. 3/31）

区分		運行事業者		R4 実績(円)	R5 実績(円)	前年度比
経費	運行経費	和歌山バス那賀株式会社 (名手上那賀支所コース ほか9コース)		69,404,140	65,797,770	94.8%
		株式会社 有交紀北	桃山鞆渕・ 細野貴志川 コース (R3.10～運行)	16,779,040	16,014,840	95.4%
			赤沼田名手 駅前路線 (デマンド)	66,700	42,850	64.2%
	経費合計		86,249,880	81,855,460	94.9%	
収入	運賃収入	和歌山バス那賀株式会社 (名手上那賀支所コース ほか9コース)		1,155,859	1,447,229	125.2%
		株式会社 有交紀北	桃山鞆渕・ 細野貴志川 コース	334,000	368,800	110.4%
			赤沼田名手 駅前路線 (デマンド)	6,400	3,200	50.0%
	国庫補助			10,985,000	9,381,000	85.4%
	収入合計		12,481,259	11,200,229	89.7%	
市補助金（経費合計－収入合計）				73,768,621	70,655,231	95.8%

令和5年度紀の川市地域巡回バス利用実績一覧

【利用者数】

コース名	便数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	月平均	1日平均	1便平均
運行日数		30	31	30	31	31	30	31	30	31	28	29	31	363			
名手上那賀支所コース	6	416	466	374	479	343	493	505	455	467	440	498	452	5,388	449	14.84	2.47
川原西脇コース	6	129	97	85	111	90	115	134	113	119	92	118	119	1,322	110	3.64	0.61
赤尾藤井コース	5	229	206	201	190	114	188	171	179	156	163	192	209	2,198	183	6.06	1.21
長田竜門コース	4	70	70	30	28	39	58	74	54	52	38	61	47	621	52	1.71	0.43
北勢田コース	3	66	85	105	79	74	90	97	97	150	173	171	194	1,381	115	3.80	1.27
三谷コース	2	9	2	1	8	6	16	11	16	3	2	5	2	81	7	0.22	0.11
黒土高野コース	6	67	41	37	48	11	31	26	33	27	36	34	61	452	38	1.25	0.21
打田貴志川コース	13	535	454	431	501	459	538	505	454	473	350	476	515	5,691	474	15.68	1.21
東貴志丸栖コース	4	206	202	180	192	199	204	226	236	251	173	169	163	2,401	200	6.61	1.65
西貴志コース	4	391	362	313	330	412	402	397	369	418	310	374	339	4,417	368	12.17	3.04
桃山鞆コース	6	219	220	201	247	291	336	341	310	328	249	277	325	3,344	279	9.21	1.54
細野貴志川コース	6	117	95	81	70	110	87	92	123	118	70	109	106	1,178	98	3.25	0.54
合計	65	2,454	2,300	2,039	2,283	2,148	2,558	2,579	2,439	2,562	2,096	2,484	2,532	28,474	2,373	78.44	1.21
前年度実績		2,231	2,205	2,119	2,040	2,025	2,104	2,495	2,257	2,338	1,700	2,048	2,289	25,851	2,154		
前年同期比		110%	104%	96%	112%	106%	122%	103%	108%	110%	123%	121%	111%	110%			
令和元年度実績	49	3,108	3,116	3,190	3,105	2,886	2,969	2,936	3,090	3,144	2,564	2,658	2,668	35,434	2,953	98	2.0
令和元年度比		79%	74%	64%	74%	74%	86%	88%	79%	81%	82%	93%	95%	80%			

【特記事項】

- 令和5年度の利用者数は、前年度比で110%、コロナ禍前の令和元年度比で80%となりました。
- 名手上那賀支所コースは前年度比138%・北勢田コースは前年度比273%と利用者数が大きく増加しており、要因は通勤・通学利用が増加したためと考えています。
- 赤尾藤井コースは前年度比81%・長田竜門コースは前年度比69%と減少幅が大きくなっており、要因は定期的な利用者が減少しているためと考えています。

【デマンド型乗合タクシー利用者数】

コース名	便数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	月平均	1日平均	1便平均
赤沼田名手駅前路線	デマンド	1	2	2	1	0	0	0	4	3	0	0	3	16	1.3	0.0	1.0
前年度実績		10	5	3	1	2	0	3	1	2	3	1	1	32	2.7	0.1	1.1
前年度同期比		10%	40%	67%	100%	0%	-	0%	400%	150%	0%	0%	300%	50%			
令和元年度実績	デマンド	5	6	13	41	5	7	3	5	5	4	5	2	101	8.4	0.3	1.0
令和元年度比		20%	33%	15%	2%	0%	0%	0%	80%	60%	0%	0%	150%	16%			

【特記事項】

- 令和5年度の利用者数は、前年度比で50%、コロナ禍前の令和元年度比で16%となりました。
- 実利用者数は令和元年度・令和4年度は6人でしたが、令和5年度は3人となり減少しています。

■ 令和 5 年度地域公共交通確保維持改善事業(国庫補助事業)の実施報告について

(国庫補助事業の令和 5 年度は令和 4 年 10 月 1 日～令和 5 年 9 月 30 日までとなります。)

地域巡回バスの一部路線(コース)を当該国庫補助事業の対象路線に位置づけ、計画に基づいて運行を実施。(※対象路線は下表に記載)

● 【Plan】 目的・計画・目標

- 事業の目的・目標
 - 高齢者等の交通弱者の日常的な移動手段の確保、公共交通空白地域の解消
 - 安定した路線維持、サービス供給が行えるように、路線ごとの利用者数を目標設定
- 事業の計画
 - 定時定路線による、1/1～1/3 を除く毎日運行

● 【Do】 ネットワーク計画等の取組み

- 地域巡回バスの認知度向上・関心喚起のため、車両のバスラッピングを複数のデザイン案の中から市民投票で決定する取組を実施 (R4. 10)
- 生涯学習出前講座で紀の川市の公共交通の現状について説明するとともに、参加者各自でマイ時刻表を作成 (R5. 1)
- 粉河・貴志川高校の新入生説明会の資料として、時刻表等を配布 (R5. 3)
- NPO 法人が作成するフレイル予防バスマップの作製支援や周知協力を実施

● 【Check】 実施状況、目標の達成

- 計画どおり、1/1～1/3 を除く毎日運行
- 山間部を含めたきめ細かな路線設定により、市内公共交通空白地域の解消に努めた。
- 路線ごとの目標利用者数等と実績は下表のとおり

路線名称 (国庫補助事業対象コース名称)	令和 5 年度 (目標)		令和 5 年度 (実績)		結果
	利用者数	1 日当たりの利用者数	利用者数	1 日当たりの利用者数	
粉河那賀路線 (名手上那賀支所コース及び川原西脇コース)	5,828 人	16.1 人/日	5,701 人	15.7 人/日	目標未達
打田粉河路線 (赤尾藤井コース及び長田竜門コース)	3,801 人	10.5 人/日	3,102 人	8.6 人/日	目標未達
打田貴志川路線 (打田貴志川コース及び細野貴志川コース)	5,973 人	16.5 人/日	6,814 人	18.8 人/日	目標達成
粉河桃山路線 (桃山鞆刈コース)	3,729 人	10.3 人/日	2,256 人	6.2 人/日	目標未達

● 【Action】 今後の課題・対応

- 令和 6 年 3 月に策定した紀の川市地域公共交通計画をもとに、住民の生活に必要な移動を考慮した利便性の向上と、将来にわたって持続可能な地域公共交通ネットワークの再構築・再整理を目指す。
- 地域の高齢化や交通弱者の増加が進む中で、地域特性に応じたきめ細やかな地域公共交通づくりを推進するため、デマンド型区域運行サービスの導入を予定。現行の地域巡回バス路線について、利用状況や需要を見極めながら見直しを図る。
- 広報紙やホームページ等を活用し、地域公共交通に関する利用促進に取り組む。

議案第2号

令和5年度会計歳入歳出決算について

■令和5年度紀の川市地域公共交通活性化再生協議会会計歳入歳出決算について、次のとおり承認を求める。

自：令和5年4月1日
至：令和6年3月31日

■歳入の部

(単位：円)

款	項	目	【予算額】	【流用充用】	【歳入済額】	【比較】	【内容】
負担金	負担金	負担金	0	0	0	0	
補助金	補助金	補助金	9,681,000	0	9,680,876	▲ 124	地域公共交通計画策定に係る紀の川市補助金
繰越金	繰越金	繰越金	1,000	0	1,103	103	前年度繰越金
諸収入	諸収入	雑入	0	0	4	4	貯金利息
合 計			9,682,000	0	9,681,983	▲ 17	

■歳出の部

(単位：円)

款	項	目	【予算額】	【流用充用】	【歳出済額】	【比較】	【内容】
運営費	会議費	会議費	0	0	0	0	
	事務費	事務費	1,000	0	880	▲ 120	振込手数料
事業費	事業費	事業費	9,680,000	0	9,680,000	0	地域公共交通計画策定支援委託料
予備費	予備費	予備費	1,000	0	0	▲ 1,000	
			9,682,000	0	9,680,880	▲ 1,120	

歳入済額 歳出済額 差引残額
 9,681,983円 - 9,680,880円 = 1,103円
 差引残額1,103円は、次年度へ繰り越すこととする。

令和6年6月24日提出

令和5年度
紀の川市地域公共交通活性化再生協議会
会計歳入歳出決算監査報告書

令和5年度紀の川市地域公共交通活性化再生協議会会計歳入歳出決算について、諸帳簿ならびに証拠書類を監査したところ、適正であったことを認めます。

令和6年 6月17日

紀の川市地域公共交通活性化再生協議会

監査委員 大畑 敦義

監査委員 西浦 正員

議案第3号

令和6年度事業計画（案）について

- 国庫補助事業「地域内フィーダー系統確保維持事業」に基づく事業の実施について、次のとおり承認を求める。

別冊資料のとおり

令和6年6月24日提出

議案第4号

令和6年度会計歳入歳出予算（案）について

■令和6年度紀の川市地域公共交通活性化再生協議会会計歳入歳出予算（案）
について、承認を求める。

自：令和6年 4月 1日
至：令和7年 3月31日

【歳入の部】

（単位：千円）

款	項	目	予 算 額		比較	説 明
			本年度	前年度		
負担金	負担金	負担金	0	0	0	
補助金	補助金	補助金	0	9,681	▲9,681	
繰越金	繰越金	繰越金	1	1	0	前年度繰越金
諸収入	諸収入	雑入	1	0	1	
計			2	9,682	▲9,680	

【歳出の部】

（単位：千円）

款	項	目	予 算 額		比較	説 明
			本年度	前年度		
運営費	会議費	会議費	0	0	0	
	事務費	事務費	1	1	0	
事業費	事業費	事業費	0	9,680	▲9,680	
予備費	予備費	予備費	1	1	0	
計			2	9,682	▲9,680	

令和6年6月24日提出

報告第1号

A I オンデマンド交通導入に関する進捗状況について

- 今年度紀の川市で導入を予定しているA I オンデマンド交通に関する進捗状況について、報告する。

資料2のとおり

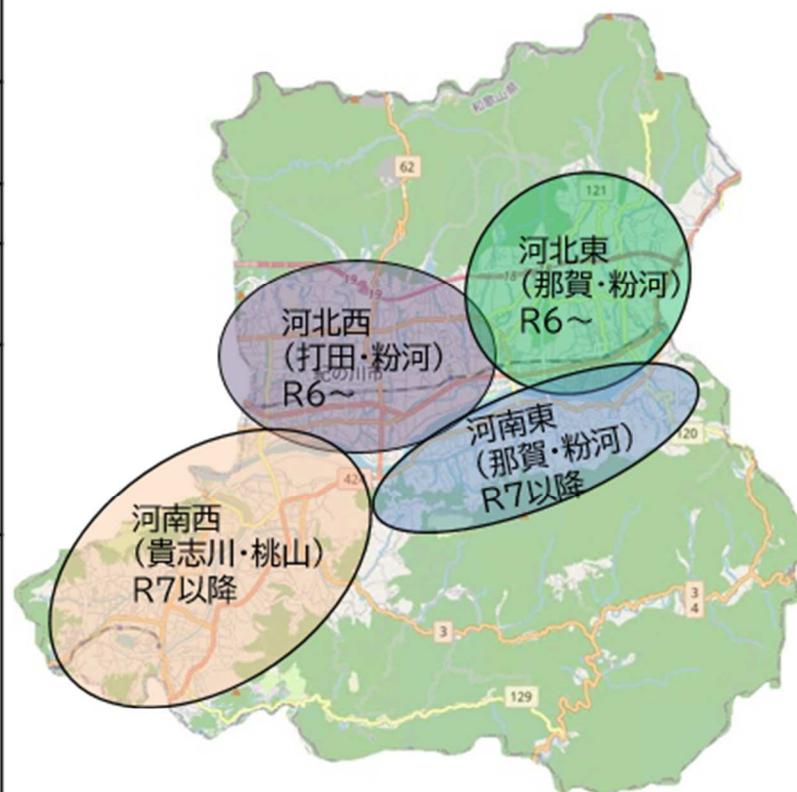
令和6年6月24日報告

デマンド型の区域運行のイメージ

※以下の内容は現時点で想定している案となり、確定ではありません。
 運行事業者および運行に関係したシステム事業者等の関係者との調整を進める中で変更の可能性があることをご留意
 願います。

運行エリア	右図4エリアを想定 (地域巡回バスの運行エリアを基準とし、想定される生活圏をもとに設定)
運行時間	平日、土曜日の8時30分～16時30分 (日曜日、祝日および年末年始は運休)
対象者	会員登録を行った会員およびその同行者
乗降場所	買い物施設、医療機関、金融機関、郵便局、公共施設、駅、 集会所、ごみ集積所等を想定
利用方法	<ul style="list-style-type: none"> 電話またはアプリ(LINE等を想定)で予約 乗車日時、乗車人数、乗降場所等を伝える 各エリア間の移動は、鉄道・路線バス・地域巡回バス(幹線軸)、紀の川コミュニティバスの活用を前提とする
運用方法	<ul style="list-style-type: none"> 運行事業者は地域巡回バス運行事業者を想定 令和6年度中に河北の2エリアを2台で運行開始予定(河南エリアは令和7年度以降に予定) 運行車両は8～10人乗りの車両を想定 予約受付・配車を効率的に行うためAIを活用した配車システムの導入を予定
備考	<ul style="list-style-type: none"> エリア分けに含まれない地域は、定時定路線運行を継続し、利用実態に応じてデマンド型への移行を予定

エリア分けイメージ図



© OpenStreetMap contributors

【参考】紀の川市地域公共交通活性化再生協議会規約

制定 平成30年6月14日

改正 令和元年6月27日

改正 令和4年6月13日

改正 令和5年4月1日

(名称)

第1条 本会の名称は、紀の川市地域公共交通活性化再生協議会（以下「協議会」という。）とする。

(目的)

第2条 協議会は、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議し、又は地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年3月30日国自旅第240号）第3条の規定に基づき、生活交通確保維持改善事業（以下「確保維持改善事業」という。）の作成に関する協議及び実施に関わる連絡調整を行い、若しくは地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うことを目的とする。

(協議事項)

第3条 協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 確保維持改善事業及び地域公共交通計画の策定及び変更の協議に関する事項
- (2) 確保維持改善事業及び地域公共交通計画に位置付けられた事業の実施に関する事項
- (3) 確保維持改善事業及び地域公共交通計画に位置付けられた事業の実施に係る調整に関する事項
- (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的達成のために必要な事項

(構成員)

第4条 協議会は、次に掲げる団体及び個人をもって構成するものとする。

- (1) 紀の川市長の指名する者
- (2) 法第2条第2号に掲げる公共交通事業者等及びその組織する団体が推薦する者
- (3) 住民又は利用者の代表
- (4) 近畿運輸局和歌山運輸支局長又はその指名する者
- (5) 岩出警察署長又はその指名する者
- (6) 道路管理者、学識経験者その他の協議会が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、附属機関の組織及び運営に関する基準を定める規則（平成31年紀の川市規則第25号）のとおりとする。ただし、再任を妨げない。

(会長)

第6条 会長は、紀の川市企画部長をもって充てる。

- 2 会長は、法定協議会を代表し、会務を総括する。
- 3 会長は、協議会の会計を監査する監査委員を委員の中から任命する。
- 4 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

(副会長)

第7条 副会長は、委員のうちから学識経験者をもって充てる。ただし、学識経験者が複数人いる場合は会長が指名する学識経験者とする。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が不在のときは、会長の職務を代理する。

(監査委員)

第8条 協議会に監査委員2名を置く。

- 2 協議会の出納監査は、監査委員が行う。
- 3 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(協議会の運営)

第9条 協議会は、会長が招集し、副会長が議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員は、都合により協議会を欠席する場合は、代理の者を出席させることができ、代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。
- 4 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 協議会は原則として公開とする。ただし、公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められるときは、非公開で行うものとする。
- 6 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提供を求めることができる。

(書面による決議)

第10条 協議会は、会議の内容が軽微な場合又は緊急その他やむを得ない事情により会議を開催することが困難であると会長が認める場合は、書面により決議をすることができる。この場合において、前条第4項中「出席委員」とあるのは、「回答」と読み替え、その規定を準用する。

(協議結果の尊重義務)

第11条 協議会において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(部会)

第12条 協議会は、第3条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため必要に応じて部会を設置することができる。

2 部会の設置に際し、組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(守秘義務)

第13条 協議会の委員は、個人情報その他業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事務局)

第14条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局長は、紀の川市企画部交通政策課長をもって充てる。

3 事務局員は、紀の川市企画部交通政策課の職員をもって充てる。

(経費)

第15条 協議会の運営及び事業に要する費用は、負担金、補助金、繰越金及びその他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第16条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬)

第17条 協議会は、市民又は公共交通に関する学識経験を有する委員に対し、報酬を支給することができる。

(その他)

第18条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附 則

(施行期日)

この規約は、平成30年6月14日から施行する。

この規約は、令和元年6月27日から施行する。

この規約は、令和4年6月13日から施行する。

この規約は、令和5年4月1日から施行する。